

## 千葉県信用保証協会提携ローン「アクティブ」

令和5年4月3日現在

項目	内容
商品名	千葉県信用保証協会提携ローン「アクティブ」
ご利用いただける方	当金庫の会員たる資格を有する法人および個人事業主で、以下の①～⑥の要件を満たし、かつ⑦～⑪のいずれかを満たす千葉県信用保証協会(以下「保証協会」といいます)の保証を得られる方 ①中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業を行う中小企業者の方 ②業歴が2年以上かつ2期以上の税務申告を実施している方(2期続けて12ヶ月未満の決算の方を除きます) ③本制度をご利用後、継続して税務申告書、決算書を保証協会へ提供することに同意していただける方 ④保証協会の保証付融資が貸付条件緩和、事故、延滞、求償債務関係でない方 ⑤当金庫において判定した自己査定区分が、一定基準以上となる方 ⑥反社会的勢力に該当しない方 ⑦当金庫と1年以上継続した預金取引または融資取引がある方 ⑧不動産(申込人が法人のときは代表者等が保有するものを含みます)を有している方 ⑨千葉県内における業歴が3年以上ある方 ⑩直近決算の表面財務で「債務超過」でない、または直近決算の表面財務で「経常黒字」を計上している法人の方 ⑪直近の青色申告で控除前所得(専従者給与控除前)が200万円以上の個人事業主の方
お使いみち	①運転資金 ②設備資金 ③運転・設備資金
お借入金額	2,000万円以内 ただし、保証協会利用8,000万円までとします。
お借入期間	10年以内(元金返済据置期間最長12ヶ月を含みます)
お借入方法	証書貸付または手形貸付によりお借入れいただきます。
ご返済方法	(1)一括返済(1年以内) (2)元金均等返済 (3)元利均等返済 元利均等返済において、変動利率をご選択された場合は金利変更ごとに返済金額が変動します。 ※元金返済据置期間は最長1年です。 元金返済据置期間はお利息のみのご返済となります。
お借入利率	(1)固定金利:1年・3年・5年・7年・10年 お借入利率は取扱期間ごと別途定める固定金利です。 (2)変動金利:お借入利率は当金庫長期プライムレートを基準とします。 お借入れの際の適用金利は毎月見直されます。 金利情勢によっては月中に見直されることもあります。
お利息の計算方法 (付利単位100円)	元金均等返済:日割計算となります。1年を365日とした日割により計算します。 下記の場合は日割で計算いたします。 (1)繰上返済の場合の未収利息 (2)延滞損害金 元利均等返済:月割計算となります。1年を12ヶ月とした月割により計算します。 下記の場合は日割で計算いたします。 (1)お借入日から第1回返済日までの期間の約定利息 (2)繰上返済の場合の未収利息 (3)延滞損害金

千葉県信用保証協会提携ローン「アクティブ」

商品概要説明書

項目	内容
延滞損害金	ご返済が遅れた場合は、遅延した元金について年18.25%の延滞損害金を申し受けます。
金利情報	窓口にお問い合わせください。
団体信用生命保険	本ローンは信用保証協会団体信用生命保険の付保をご選択いただけます。 ※団体信用生命保険の加入には審査がございます。
連帯保証人	法人：代表者を連帯保証人とします。 個人事業主：原則として不要です。
担保	原則として担保は不要です。 ただし、設備資金でお借入対象となる不動産がある場合は、該当不動産を担保提供していただきます。
保証料	千葉県信用保証協会所定の責任共有保証料率（年0.40%～年1.85%までの9区分）の保証料が必要です。責任共有保証料率はおお客様に応じて保証協会が決定します。 本制度利用の場合0.05%の割引、保証協会新規利用者の場合はさらに純新規割引0.05%が適用されます。 会計参与設置会社に対しては、さらに0.10%の割引が適用されます。 保証料はお借入時に一括または分割してご負担いただきます。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お借入実行時、証書貸付の場合は証書貸付用紙代550円（消費税込）、手形貸付の場合は手形貸付用紙代220円（消費税込）を申し受けます。</li> <li>・ご返済条件の変更が必要となった場合は、条件変更手数料5,500円（消費税込）を申し受けます。ただし、変更時点のお借入残高が10万円未満の条件変更については、手数料が無料となる場合があります。</li> <li>・繰上返済時に次の繰上返済手数料を申し受けます。 繰上返済額（万円単位）×0.550% ただし、最低金額5,500円、上限金額は55,000円とし、5,500円を超える部分は不課税といたします。</li> </ul>
苦情処理措置・紛争解決措置	<p><b>【苦情処理措置】</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または銚子信用金庫お客さま相談窓口（9時～17時、電話：0120-600-181）にお申出ください。</p> <p><b>【紛争解決措置】</b> 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記銚子信用金庫お客さま相談窓口または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、銚子信用金庫お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ローンのご利用は、当金庫本支店のいずれか1店舗に限ります。</li> <li>・お申込みにあたっては審査がございます。結果によっては、ご希望に添えない場合もあります。</li> <li>・当金庫でのお借入れが合計700万円を超える場合は、当金庫の出資にご加入いただき、会員となることが必要です。</li> <li>・ご返済の試算は、当金庫ホームページまたは窓口でお受けいたします。</li> </ul>

千葉県信用保証協会提携ローン「アクティブ」